

新型コロナウイルス感染症 尾花沢市緊急対策【第5弾】

I. 市独自支援事業									
2. 感染拡大防止									
対象	No.	種別	事業制度名	内 容	条 件 等	支援額	問合せ先	備 考	
施設	57	感染防止	中央診療所感染防止対策事業	患者及び職員の感染リスクの軽減を図ります。 ○感染防止資材購入、感染防止対策のための施設改修、患者待機・診療用車両借上げなど。		3,003	健康増進課 中央診療所		
	58	感染防止	道の駅尾花沢飛沫感染対策強化事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市観光産業の立て直しのため、飛沫感染防止対策を 施し、アフターコロナにおける道の駅尾花沢の受入れ体制を向上させるとともに、集客力アップ を図り、本市の観光窓口機能の強化と経済の循環を促進します。 ○地域振興施設のレストラン拡張、産直販売スペース及びテラス空間の構築など。		5,700	建設課		
	59	感染防止	尾花沢市体育館環境整備事業	尾花沢市体育館の三密対策を強化するため、室内換気の促進をはかり、より快適で安心して利用 できる空間を創ります。 ○館内へ換気扇を設置。トレーニングジム内に網戸を設置。		815	社会教育課		
計						9,518			
4. 経済活動回復									
対象	No.	種別	事業制度名	内 容	条 件 等	支援額	問合せ先	備 考	
事業 個人 主	36	経済回復	にぎわいづくり応援事業	アフターコロナに向けた出口戦略として、消費者の心理的自粛の解除を促し、店舗への来店客数 を回復するため、店舗等における感染防止対策を行う費用に対し業種等を拡充し支援します。 ○感染防止対策費用、○テイクアウト、デリバリー、キャッシュレス化、ネット通販等の販売方 式の導入に対する取り組み費用、○チラシ作成・印刷、新聞折込料、ホームページ作成・リ ニューアル費、○テレビ、インターネット、ラジオ、新聞、雑誌等の宣伝広告費。 ※総事業費（対象経費）の10/10を助成。上限30万円。 複数事業所を持つ場合は事業所毎に適用。	(1) 市内で、小売店、宿泊業、飲食サービス業、生活関連 サービス業（洗濯業、理美容業等）、旅行業、専門サービ ス業（司法書士、公認会計士事務所等）、療術業、娯楽業 （フィットネスクラブ、パチンコホール、カラオケボックス 等）、道路旅客運送業、学習塾等を営む事業者 ※大型店舗、チェーン店等を除く (2) 12月までの取り組みに対し助成	15,000	商工観光課		
計						15,000			
合 計						24,518			

II. 政府の緊急経済対策									
対象	No.	種別	事業制度名	内 容	条 件 等	支援額	問合せ先	備 考	
個人	60	学習支援	学校再開に伴う感染症対策・ 学習保障等に係る支援事業	各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をす るための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよ う、学校教育活動の再開を支援する経費を補助する。 ○小中学校内での三密を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要となる物品の購入等及 び夏季休業期間短縮等に伴う熱中症対策等に係る経費。 ○児童生徒の学びの保障のため、学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費。 ※児童生徒数が300人以下の小中学校 1校 100万円 … 5校 ※児童生徒数が301人以上の小中学校 1校 150万円 … 2校		8,000	こども教育課		
計						8,000			

III. 山形県の緊急経済対策									
対象	No.	種別	事業制度名	内 容	条 件 等	支援額	問合せ先	備 考	
個人	61	生活支援	生活困窮者等「食」の支援事 業（県・市連携事業）	生活困窮者の生活の安定と経済的負担の軽減を図るとともに県産米の利用促進を図ります。 ○支給内容：はえぬき 60kg（負担割合 県1/2・市1/2）。	山形県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金（特例貸付） の貸付決定を受けている世帯（生活保護を受けている世帯 を除く）	653	福祉課		
計						653			